

## 不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

## &lt; 個票情報 &gt;

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

## &lt; 処分の概要 &gt;

不利益処分の名称	路外駐車場管理者等に対する必要な措置命令
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 12 条第 3 項

## &lt; 処分基準 / 聴聞・弁明手続 &gt;

基 準 規 定	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 11 条、第 12 条第 3 項 移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令
処 分 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定  町長は、町の区域内において、法第 11 条第 1 項から第 3 項までに定める路外駐車場管理者等の基準適合義務等に違反している事実があると認めるときは、路外駐車場管理者等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	(秋田県) 市町村への権限移譲の推進に関する条例別表第 66 の 2 第 2 号により美郷町に権限移譲
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

## 不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

## &lt; 個票情報 &gt;

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

## &lt; 処分の概要 &gt;

不利益処分の名称	特別特定建築物に対する基準適合命令
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 15 条第 1 項

## &lt; 処分基準 / 聴聞・弁明手続 &gt;

基 準 規 定	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 14 条第 1 項～第 3 項、 第 15 条第 1 項 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条～第 23 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(1) 建築主等は、特別特定建築物の施行令第 9 条で定める規模以上の建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。）をしようとするときは、当該特別特定建築物（次項において「新築特別特定建築物」という。）を、移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する施行令第 11 条～第 23 条で定める基準（以下「建築物移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。</p> <p>(2) 建築主等は、その所有し、管理し、又は占有する新築特別特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。</p> <p>(3) 地方公共団体は、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、(1)・(2)のみによっては、高齢者、障害者等が特定建築物を円滑に利用できるようにする目的を十分に達成することができないと認める場合においては、特別特定建築物に条例で定める特定建築物を追加し、(1)の建築の規模を条例で施行令第 9 条で定める規模未満で別に定め、又は建築物移動等円滑化基準に条例で必要な事項を付加することができる。</p> <p>(4) 所管行政庁は、(1)～(3)に違反している事実があると認めるときは、建築主等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

## 不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

## &lt; 個票情報 &gt;

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

## &lt; 処分の概要 &gt;

不利益処分の名称	認定建築主等に対する改善命令
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 21 条

## &lt; 処分基準 / 聴聞・弁明手続 &gt;

基 準 規 定	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 21 条
処 分 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 所管行政庁は、法第 17 条第 3 項による特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定を受けた者（認定建築主等）が認定を受けた計画に従って認定特定建築物の建築等又は維持保全を行っていないと認めるときは、当該認定建築主等に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

## 不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

## &lt; 個票情報 &gt;

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

## &lt; 処分の概要 &gt;

不利益処分の名称	特定建築物の建築及び維持保全の計画の認定の取消し
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 22 条

## &lt; 処分基準 / 聴聞・弁明手続 &gt;

基 準 規 定	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 22 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>所管行政庁は、法第 17 条第 3 項による特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定を受けた者 (認定建築主等) が法第 21 条 (認定建築主等に対する改善命令) の規定による処分に違反したときは、特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定を取り消すことができる。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

## 不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

## &lt; 個票情報 &gt;

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

## &lt; 処分の概要 &gt;

不利益処分の名称	基本構想に基づく事業の実施に係る命令等
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 38 条第 4 項

## &lt; 処分基準 / 聴聞・弁明手続 &gt;

基 準 規 定	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 38 条第 3 項・第 4 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>町長は、法第 38 条第 3 項に基づき公共交通特定事業等（法第 28 条第 1 項の公共交通特定事業、法第 33 条第 1 項の路外駐車場特定事業、法第 34 条第 1 項の都市公園特定事業（公園管理者が実施すべきものを除く。）又は法第 35 条第 1 項の建築物特定事業（国又は地方公共団体が実施すべきものを除く。）をいう。）を実施すべきことの勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置を講じない場合において、当該勧告を受けた者の事業について移動等円滑化を阻害している事実があると認めるときは、法第 9 条第 3 項、法第 12 条第 3 項及び法第 15 条第 1 項の規定により違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる場合を除くほか、当該勧告を受けた者に対し、移動等円滑化のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日